

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 第07650047880号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮崎県延岡市大武町39番地71

氏名 博多金物 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 白石 浩一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武内和久



許可の年月日

令和5年 6月 18日

許可の有効年月日

令和10年 6月 17日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃油	(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸	(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ	(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
なし3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 6月18日 新規許可
平成30年 6月18日 更新許可平成25年 6月18日 更新許可
令和5年 6月18日 更新許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。